

犯罪や非行をした人の
立ち直りを支える

雇用という
社会貢献





ハローワーク・保護観察所主催の就職説明会



就業支援センター
での職業訓練

「雇用」で犯罪や非行からの立ち直りを支える

犯罪や非行をした人の中には「立ち直りたい」という強い気持ちを持つ人が多くいます。

しかし、立ち直りのためには、自分自身の気持ちだけではなく、安定した収入を得て自立した生活を送ることや、彼らの立ち直りを励ましてくれる人の存在がとても重要です。

罪を反省した彼らが、「職場」という居場所を見つけ、立ち直るために、彼らを新しい仲間として迎えてくださる雇用主の皆さんを探しています。



刑務所における職業訓練
(自動車整備科)



刑務所の外にある食品工場における従業員との共同作業

もくじ

- 1 . 現状と制度 P03
- 2 . 雇用の手順 P05
- 3 . 事業主が利用できる支援制度 P07
- 4 . 犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組 P12
- 5 . Q&A P14
- 6 . 相談先 P15



協力雇用主による指導



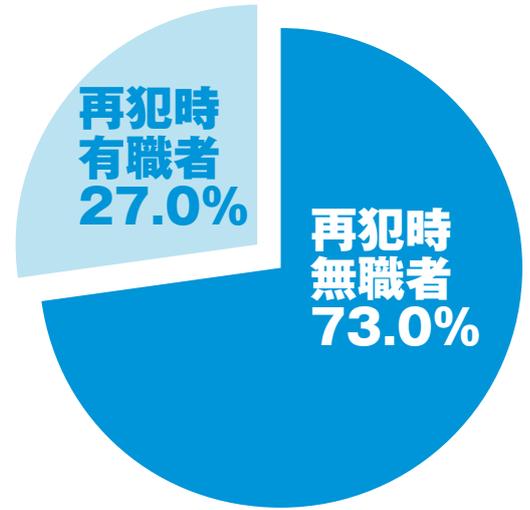
就労支援スタッフによる指導

1

現状と制度

1

再犯をして刑事施設に入った人の多くが仕事をしていませんでした。



(出典：令和6年矯正統計年報)

2

就労の確保に向けた国の取組

国は犯罪や非行をした人の再犯防止のため、就労支援に力を入れています。

第二次再犯防止推進計画

就労の確保に関する16の施策の推進

刑務所出所者等総合的就労支援対策

就労支援における関係機関の連携

3

就労には雇用主の皆様の協力が不可欠です。

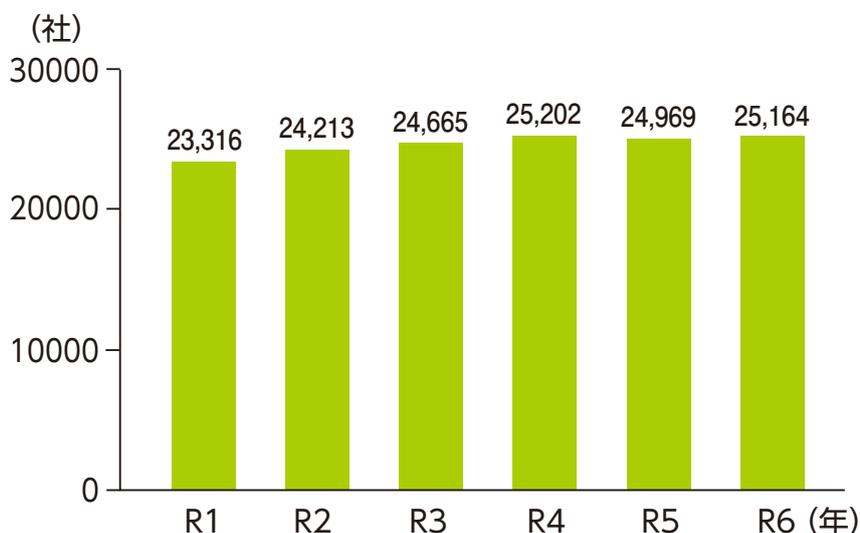


犯罪や非行からの立ち直りで安全安心な社会へ

犯罪や非行をした人の再犯と就

4

全国で**2万社以上**の
「協力雇用主」の
皆様にご協力
いただいています。



(出典：法務省保護局資料 (各年 10 月 1 日現在))

5

関係機関が
全面的に
バックアップ
します。

 雇用前の手順のご案内

 雇用後の相談

 保護観察所

 コレワーク

 矯正施設

 法務少年支援センター

 ハローワーク

 地方公共団体など

次ページから雇用の手順や
支援制度をご紹介します。

労には大きな関係があります。

2

雇用の手順

2 雇用の手順

雇用の手順や手続

窓口



…保護観察所



…矯正施設

手順

相談

まずは保護観察所・コレワークにご相談ください！

求人

ハローワークでの求人登録をお願いします。その際ご希望の求人方法をお選びください。

応募

ハローワークから紹介の連絡があります。

手順の内容



1. 最寄りの保護観察所又はコレワークにご連絡ください。

全国の保護観察所・コレワークの担当者が求人の方法や保護観察制度、各種支援制度についてご説明します。
(保護観察所について→P7)
(コレワークについて→P7)



2. 協力雇用主登録

保護観察所で協力雇用主登録についてご協力をお願いします。

※役員名簿・登記事項証明書を提出する必要があります。

※協力雇用主として保護観察所に登録しただけでは、ハローワークに求人を提出したことにはなりませんのでご注意ください。



3. 求人登録

ハローワークで求人登録を行ってください。

矯正施設を指定した求人をご希望の場合は、「受刑者等専用求人」をご利用ください。それ以外の場合は、「刑務所出所者等専用求人」をご利用ください。
(ハローワークについて→P8)

まだ矯正施設を出ていない人に対して求人ができません！

☆矯正施設在所(院)者への求人をご希望の場合…

矯正施設で行っている職業訓練や職業指導、矯正施設にいる人が持っている資格などの情報を基に、コレワークが希望条件に合う人のいる矯正施設の情報をご紹介します。



4. 応募の連絡

ハローワークにご登録いただいた求人情報等を基に、ハローワークから紹介の連絡があります。

本人やハローワークと面接の日時や場所を打ち合わせてください。



☆トライアル雇用求人をご利用の場合…

ハローワークでの求人登録時にその旨をお伝えください。

3か月の試行雇用期間中、助成金が支給されます！

CHECK! 矯正施設って?

刑務所や少年院など、犯罪をした人や非行をした少年が収容されている施設の総称です。

サポート

▶ 協力雇用主制度 (→P 13)

- ▶ 受刑者等専用求人 (→P9)
- ▶ トライアル雇用 (→P10)
- ▶ 職場体験講習／セミナー・事業所見学会 (→P10)

 …コレワーク  …ハローワーク  …法務少年支援センター

面接

本人との面接を行います。

採用

内定後、出所して仕事を始めるまでの時期に、稼働開始に向けた準備を行います。

就業

採用後もお困りの際は関係機関にご相談ください。

手順



5. 面接日時・場所の決定

求人に応募者が矯正施設に在所(院)中の場合、面接は原則、矯正施設内で行います。面接の日時や注意事項を矯正施設や保護観察所の担当者を確認してください。

矯正施設での面接の日程調整など、コレワークがお手伝いします！



8. 支援等の制度利用の手続

保護観察所からの依頼に基づき、雇用した保護観察対象者等に対して就労継続のための指導・助言を行った場合に就労奨励金をお支払いする制度や、雇用した保護観察対象者等による業務上の損害について民間の身元保証事業者から見舞金を支給する身元保証制度があります。

このような制度の詳細や利用手続については保護観察所にご相談ください。



9. 雇用開始

☆採用後に困ったら…

対象者の就労状況や接し方など、採用後も関係機関へご相談ください。

協力雇用主は公共調達で優遇される場合があります！

手順の内容

6. 面接

7. 生活状況の確認

保護観察対象者には、「遵守事項」と呼ばれる約束事があります。そのため、勤務地、勤務日数など、勤務条件の相談を行ってください。遵守事項には次のようなものがあります。

- 保護観察官や保護司の面接を受けること
- 転居や1週間以上の出張は事前に保護観察所長の許可を得ること
- あらかじめ決められた日時に、専門的処遇プログラムを受講すること（一部の保護観察対象者のみ）

▶ コレワーク (→P7)

最大200万円まで保証します！

▶ 刑務所出所者等就労奨励金支給制度 (→P11)

▶ 身元保証制度 (→P11)

▶ 公共調達優遇措置 (→P11)

▶ 法務少年支援センター (→P8)

サポート

3

事業主が利用できる支援制度

相談に利用できる機関

保護観察所

保護観察とは、犯罪や非行をした人が社会の中で更生するように、保護観察官や保護司との定期的な面接による生活状況の把握と指導、就労や住居の調整などを行うものです。

保護観察所では、保護観察中の人を雇用する場合の相談を受けており、例えば、求人の方法や雇用に当たって利用できる制度についてのご説明、協力雇用主(→ P13)の登録などを行っています。

協力雇用主に登録することで、犯罪や非行をした人の雇用に際して受けられる支援の幅が広がる場合もありますので、犯罪や非行をした人の雇用に関心のある場合は、ぜひご登録ください。(→ P15)

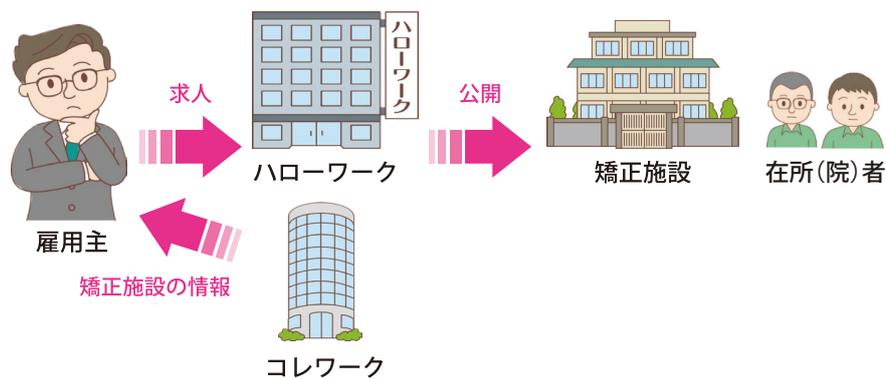


保護司による面接の風景

コレワーク（矯正就労支援情報センター）

コレワークでは、事前に事業主の雇用ニーズをお伺いし、雇用条件に合致する人がいる矯正施設をご紹介します。ハローワークで受刑者等専用求人(→P9)をご利用いただく際にお役立てください。

また、在所(院)者に対する求人に関わる各種制度の説明や、採用活動に必要な手順のお手伝いのほか、刑務所や少年院の見学などの案内などをします。



全国に8カ所あるコレワークのうち担当地域のコレワークにつながります(→ P15)

相談ダイヤル 0120-29-5089

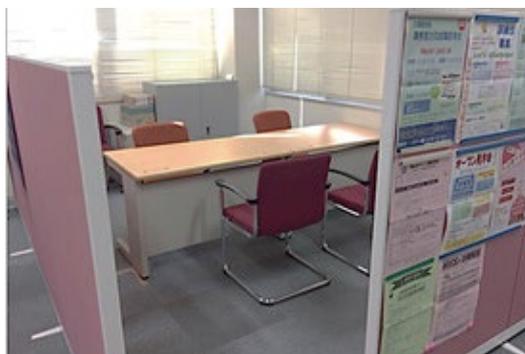


ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、事業主からいただいた求人を求職者の方に提供し、職業相談・職業紹介を行っています。また、雇用保険、各種助成金なども取り扱っています。

犯罪や非行をした人を雇用いただける事業主の方には、刑務所出所者等専用求人及び受刑者等専用求人（→P9）の申込みを受け付けています。ハローワークは矯正施設及び保護観察所と連携して、犯罪や非行をした人に求人を提供し、事業主のご希望に合う方をマッチングして紹介の連絡を行っています。

また、犯罪や非行をした人のトライアル雇用（→P10）等の案内もしていますので、ぜひご相談ください。（→P15）



ハローワークの面接室の様子

法務少年支援センター（少年鑑別所）

法務少年支援センターでは、地域における非行や犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。採用後に、仕事や職場の人間関係等に関する問題や悩みがあった場合には、心理学等を専門とする職員が、事業主の方や採用された人からの相談をお受けし、相談の内容に応じて心理検査や指導方法のアドバイスなどをさせていただきます。相談は全て無料です（年齢に関係なく、どなたでも相談ができます。）。

全国に52ヶ所ある法務少年支援センターのうち最寄りの法務少年支援センターにつながります。法務少年支援センターホームページにてメールでも相談を受け付けています。（→P15）

相談ダイヤル 0570-085-085

（受付時間（平日）9:00～12:00、13:00～16:30）



求人に関して利用できる制度

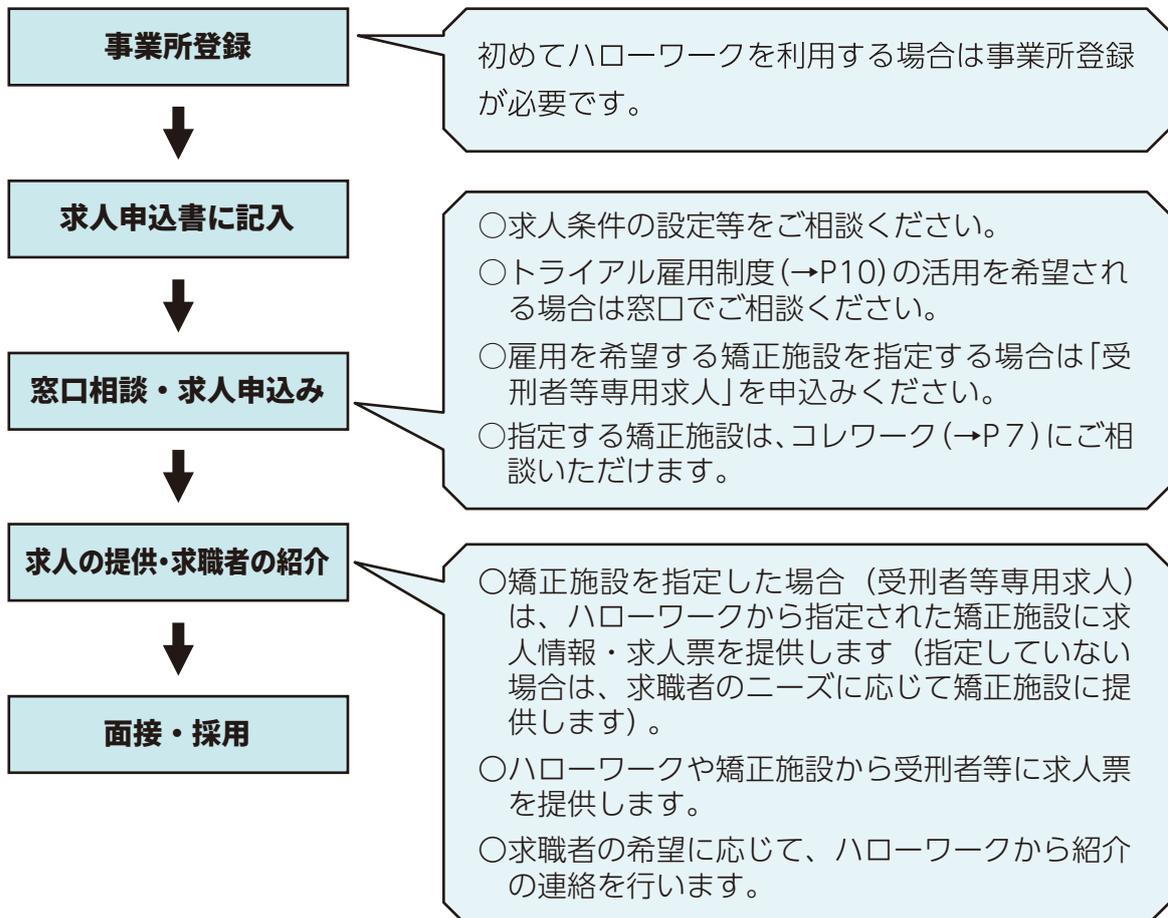
刑務所出所者等専用求人・受刑者等専用求人

【お問い合わせ窓口】ハローワーク（→P8、15）

「刑務所出所者等専用求人」は、犯罪や非行をした人を対象とした求人で、一般の求職者に対しては原則非公開です。また、事業主の雇用ニーズを満たす人を収容している矯正施設を指定することが可能で、矯正施設を指定した求人を「受刑者等専用求人」といいます。矯正施設を指定することにより、事業主が求められている人材を確保しやすくなるというメリットがあります。

「刑務所出所者等専用求人・受刑者等専用求人」の申込み手続は？

「刑務所出所者等専用求人・受刑者等専用求人」の申込みは一般の求人と同様に、最寄りのハローワークにお越しいただき手続をお願いします。



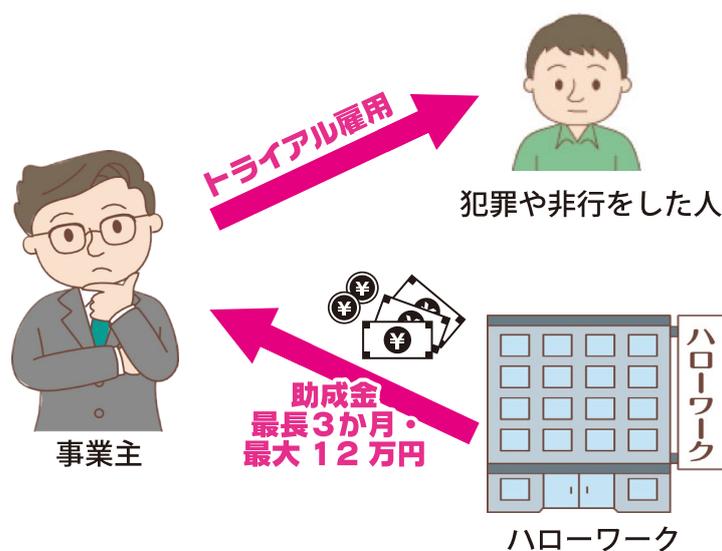
トライアル雇用 【お問い合わせ窓口】ハローワーク（→P8、15）

職業経験の不足などから就職が困難な人を、原則3か月間試行的に雇用することで、対象者がその仕事に向いているかなどを見極め、常用雇用へ移行するきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

トライアル雇用期間中は、ハローワークや保護観察所などの関係機関が、必要に応じてアドバイスを実施します。また、トライアル雇用期間終了後も雇用を継続される場合は、必要に応じて相談や支援を行っています。

対象者一人につき、最大12万円（月額4万円×最長3か月間）の助成金が支給されます（助成金の支給には、報告書の提出等の一定の要件があり、トライアル雇用をしている間は刑務所出所者等就労奨励金（→P11）との併給はできません。）。

ご利用の際は、雇用保険に加入の上、ハローワークの窓口にて「トライアル雇用」及び「刑務所出所者等の雇用」を希望する旨をお伝えください。



※助成金の支給に関する手続は、厚生労働省が委託する民間団体が行います。

職場体験講習／ セミナー・事業所見学会

【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P7、15）
ハローワーク（→P8、15）

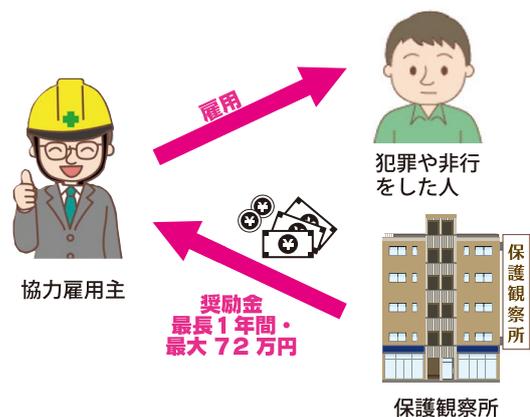
犯罪や非行をした人に、実際の職場環境での業務体験や、職場や社員寮の見学をしてもらうことで、就労意欲を喚起し、雇用を促進するとともに、事業主の方々に、犯罪や非行をした人について知っていただくとする取組です。職場体験講習では、ご協力いただいた事業主の方々に受講生1人あたり最大2万4千円の実施奨励金が支払われます。

雇用する際に利用できる制度

刑務所出所者等就労奨励金支給制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P7、15）

犯罪や非行をした人を雇用し、保護観察所からの依頼に基づき、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して奨励金をお支払いします。最長1年間で最大72万円が支給されます。支給額は雇用条件や毎月の出勤日数などにより決定されます。

奨励金の受給には、労働保険の加入に必要な手続きを行っていることのほか、対象者に対して行っていただいた指導や助言の状況について、毎月、保護観察所に報告いただくことが必要となります。

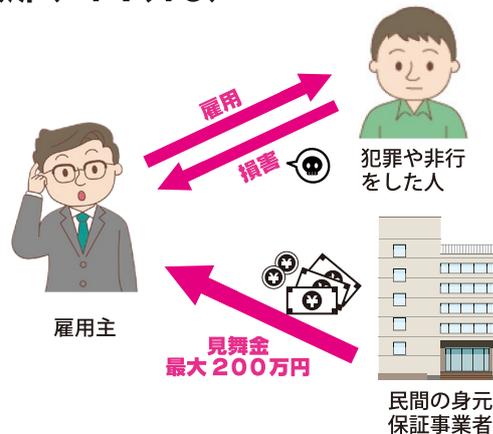


身元保証制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P7、15）

身元保証人のいない犯罪や非行をした人を雇用した日から最長1年間、事業主に業務上の損害を与えた場合、損害の内容等に応じ、被保証者1人当たり累計200万円を上限として見舞金をお支払いします。

協力雇用主登録（→P13）がなくてもご利用いただけますが、労働保険の加入に必要な手続きを行っていることが必要となります。また、被保証者は、雇用開始時に保護観察等の期間中である必要があり、本人による利用申出の手続が必要です。

なお、事業主の利用料負担はありませんが、欠勤時の損害や、対象者に損害賠償の資力がある場合、私的な金銭貸借などは保証の対象外となりますので、ご注意ください。



公共調達優遇措置 【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P7、15）、地方公共団体

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、協力雇用主（→P13）による保護観察対象者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。

また、地方公共団体においても同様の優遇措置や、入札参加資格審査における優遇措置を実施している団体が増えています。令和6年12月現在では総合評価落札方式における優遇措置を80団体、入札参加資格審査における優遇措置を205団体が実施しています。詳細については各地方公共団体にお問い合わせください。

4 犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組

矯正施設・保護観察所・ハローワークでは、犯罪や非行をした人の就労意欲の喚起、就労技能の付与、雇用情報の提供など、就労に結び付けるための取組を行っています。



…保護観察所の取組



…矯正施設の取組



…ハローワークの取組

就労準備指導・職業生活設計指導

円滑な社会復帰のため、必要がある人に対し、刑事施設では就労準備指導を、少年院では職業生活設計指導を行っています。これらの指導では、就労生活に必要な基本的スキルやマナー、問題解決場面への対応方法などを指導することで、犯罪や非行をした人が社会復帰後、就労した職場で円滑に人間関係を保ち、就労が長続きするよう支援を行っています。

職業訓練・職業指導

矯正施設では、雇用ニーズを踏まえた多様な職業訓練及び職業指導を行っており、これらを受けることで、就労後役立つ資格を取得することができます。



主な取得資格

- ・小型車両系建設機械
- ・大型特殊自動車運転免許

建設機械科職業訓練

刑事施設における主な職業訓練一覧

美容科	ビル設備管理科	農業科
美容科	販売サービス科	ビジネススキル科
溶接科	ビルハウスクリーニング科	医療事務科
船舶職員科	CAD技術科	建設機械科
自動車整備科	総合美容技術科	内装施工科
建築科	建築塗装科	就労実務科
情報処理技術科	電気通信設備科	介護コース
フォークリフト運転科	建設く体工事科	建設・土木コース
介護福祉科	クリーニング科	農業コース

※ 訓練の様子を実際に見ることもできますので、ご興味のある方はぜひ矯正施設にお問い合わせください。コレワーク(→ P7)でもお問い合わせを受け付けています。

矯正施設の就労支援スタッフ

矯正施設にキャリアコンサルタント等の就労支援に関わる資格を持つ就労支援専門官・就労支援スタッフを配置し、専門知識を生かして就労支援対象者との面接、ハローワークや事業主との連絡調整等を行っています。

ハローワーク相談員の矯正施設への駐在

一部の矯正施設では、ハローワークの相談員が矯正施設に駐在して就労支援を行う取組を行っています。ハローワークの相談員によるきめ細かな支援により、矯正施設在所中の採用内定が増加するなどの効果が上がっています。

4 犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組

ハローワークと保護観察所の連携による支援



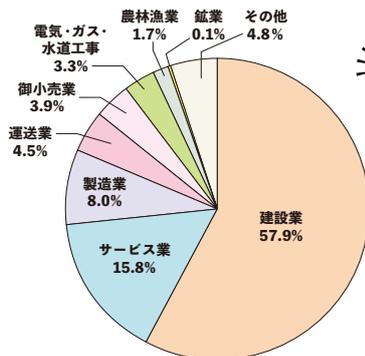
ハローワークの相談員と保護観察官が連携して、担当者制の職業相談・職業紹介を行っているほか、トライアル雇用、職場体験講習、セミナー・事業所見学会（→P10）といった支援メニューを用意の上、きめ細やかな就労支援を実施しています。

協力雇用主制度



「協力雇用主」とは、犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人であるという事情を理解した上で雇用してくださる事業主のことです。

保護観察所に協力雇用主として登録をしていただくことによって、例えば、保護観察対象者を雇用する場合に刑務所出所者等就労奨励金（→P11）の支給や公共事業などの入札の優遇措置（→P11）を受けることができますようになります。



協力雇用主業種別割合（令和6年10月1日現在）



Check! 様々な業種の事業主の登録をお願いします

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰や職場定着のためには、事業主の方との適切なマッチングが重要です。そのため、様々な業種の事業主の方にご登録いただきたいと思います。

【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P7、15）

協力雇用主としてのやりがい（有）野口石油取締役会長 野口義弘さん

野口石油は、一人一人の頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っています。それらをお互いに認め、引き出す職場にしています。

こうした思いを持つことになったのはある保護観察少年を雇ってからです。保護司の妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていましたが、本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じて任せることの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から雇用依頼があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。



更生保護就労支援事業



国が民間事業者に委託し、犯罪や非行をした人のうち就労が困難な者について、矯正施設在在（院）中から就職まで切れ目のない就労支援を行っているほか、就職後も職場定着に必要な寄り添い型の支援を、協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行っています。

Q. 犯罪や非行をした人を雇うのは怖くありませんか？

犯罪や非行をした人について不安を感じるのもっともと思いますが、まずは一度、実際に彼らと面接していただきたいと思います。面接の結果、彼らの人柄や就労へのやる気、事情を理解し、雇用してくださった方が、全国に多数いらっしゃいます。面接を行うに当たっては、関係機関が日程調整などのお手伝いをさせていただきます。

Q. 窓口が複数あり、まずはどこに相談すればいいかわかりません。

お近くの保護観察所、ハローワーク又はコレワークいずれでも差し支えありません。お電話での相談も可能です（コレワークではメールやホームページのお問い合わせフォームでも可）。ご相談内容に応じて、他機関の利用方法も含めてご案内します。

Q. ハローワークに求人登録をしたのに応募がなかなか来ません。

職種や時期により求人に応募がない場合もあり得ます。保護観察所やコレワークでは、受刑者等専用求人指定する矯正施設の見直しやマッチングに結び付けるためのお手伝いができる場合もありますのでご相談ください。

Q. 採用後、犯罪や非行をした人にどのように接したらよいですか？

皆様の企業に新たに就職される他の方々と同様に、温かく接していただきたいと思います。犯罪や非行をした人を雇用されている事業主の方から、同じ目線で接すれば、今までと違う生き生きとした表情を見せてくれるようになったという声があります。また、保護観察所では他の協力雇用主の雇用経験を聞くことのできる研修なども行っていますのでご活用ください。

Q. 採用後、犯罪や非行をした人がきちんと働かなくて困っています。

保護観察所・ハローワーク・法務少年支援センターに、また、少年院を出た人については、少年院にもご相談ください。関係機関が連携し、問題の解決に協力させていただきます。

Q. 遠くの刑務所や少年院に入っている応募者と面接するのが大変です。

刑務所や少年院が遠方にある場合には、Web会議システムを利用して採用面接を行うことができます。また、旅費を支給することができる場合があります。刑務所、少年院、コレワーク又は最寄りの保護観察所にご相談ください。

Q. 保護観察対象者を雇う場合、気を付けなければいけないことはありますか？

就労後、保護司や保護観察官による面接や指導を受けさせるために休暇取得などのご配慮をお願いする場合があります。また、保護観察対象者が生活する上で必ず守らなければならないルール「遵守事項」（転居や1週間以上の出張には保護観察所の事前の許可が必要、指定の日時に専門的処遇プログラムを受講しなければならない場合があるなど）へのご配慮をお願いします。



6 相談先

1 現状と制度

2 雇用の手順

3 事業主への支援

4 就労に向けた取組

5 Q&A

6 相談先

犯罪や非行をした人の雇用について、次の相談機関に、お気軽にご相談ください。
QRコードを読み取ると各機関の住所や連絡先をお調べいただけます。

保護観察所

- 協力雇用主や奨励金について知りたい
 - 保護観察対象者とはどう接すればいいの？
- 事業所のある都道府県の保護観察所にご相談ください。
- 【担当窓口】就労支援担当



コレワーク

- 求人の条件に合う人がいる刑務所や少年院について教えてほしい
 - 雇用方法や制度がよく分からない…
- 電話やメールでお気軽にご相談いただけます。
- ☎ 0120-29-5089
(担当地域のコレワークにつながります。)



ハローワーク

- 刑務所や少年院への求人の出し方が知りたい
 - トライアル雇用に興味がある
- 最寄りのハローワークの窓口にご相談ください。



法務少年支援センター

- 仕事を長続きさせたい
 - 部下をうまくサポートしたい
 - 従業員となった出所者のやる気を引き出したい
- 相談ダイヤルにお気軽にご相談下さい。
- ☎ 0570-085-085
(最寄りの法務少年支援センターにつながります。)



配布機関の連絡先など記載欄